

令和3年度 第11回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年2月4日(金) 9時00分から9時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (12人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹
5 番 委 員	大串 勲	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基
9 番 委 員	百崎 浩一郎(欠席)	10 番 委 員	千住 蔵男
11 番 委 員	山中 康一		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (7件)

第3 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (1件)

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について (1件)

第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見決定について (7件)

5. 農業委員会事務局職員

局 長	本村 健一郎
次 長	宮本 大樹
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

6. 会議の概要

- 次 長 只今から令和3年度第11回総会を開会いたします。
- 総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。
- 次 長 本日の出席委員は13名中12名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議 長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、4番委員、5番委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局主事を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。
- 議 長 それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 それでは、日程第3、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、報告第2号をご覧ください。
- 場所は、大字下小田字二本黒木箆52-5、地目は田です。面積は40平方メートル、農業用作業通路の拡幅が目的です。尚、面積が2アール未満ですので、農地転用許可不要案件となっております。
- 説明は以上となります。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地区担当委員からの補足説明をお願いします。

報告第2号を、11番委員に説明をお願いいたします

11番委員 農作業用通路を拡幅で作業効率上がってます。尚、今回の転用は事後報告となっております。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの報告第2号、事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。今月の議案は1件で、使用貸借の1件となっております。

議案の朗読は省略し、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第1号を、副会長をお願いいたします。

副会長 農地の管理もされており問題はありません

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決に移らせていただきます。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

つづきまして、日程第5、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題に供します。今月の議案は1件となります。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。

場所は、大字山口字五本黒木2957、地目は田です。面積は4,891平方メートルのうち0.705平方メートル、営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の計画となっております。

営農型太陽光発電設備を設置をする農地が、農用地区域内農地であるため農用地区域内農地と判断しました。

許可基準としまして、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものと判断できます。

また、会長、副会長及び事務局で営農型太陽光発電の視察をしました。高さがあり、パネルとパネルの間もあり十分な日射量が確保でき、大豆栽培は問題ないと思いました。今後の次世代型の農業の形となる可能性があると感じました。

説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第2号を、1番委員に説明をお願いいたします

1番委員

稲刈り後のままでありますが、農地が荒れている状態ではないため問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び、事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7番委員

トラクターなど大型機械を入れて、作業できるのですか？

事務局

大型機械を入れての作業を行う計画で、十分な幅はあります。

議 長

それでは採決に移らせていただきます。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

議 長 つづきまして、日程第6、議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第3号の議案書をご覧ください

江北町長より令和4年2月7日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。

第3号議案、受付は7件でございます。公社利用での新規設定の賃貸借が3件、相対での新規設定の賃貸借が4件となっております。面積は、31,098平方メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議 長 つづきまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

受付番号1番を、11番委員に、
受付番号2番から7番を副会長に、それぞれお願いいたします。

11番委員 管理もされてあり、問題ありません。

副会長 受付番号2番から7番については、耕作者が同じのためまとめて申し上げます。
今回の農地について、良く管理をされてあるため、問題はありません。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議 長

よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

9 : 3 0 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会

会 長

(議事録署名人)

4 番委員

5 番委員

(会 議 書 記)

事務局職員
